

技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

令和6年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる11,355事業場に対して監督指導を実施したところ、その73.2%に当たる8,310事業場で同法令違反が認められました。詳しくは、厚労省HPで (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63807.html)

<主な違反事項>

① 安全基準	2,837 (25.0%)	⑦ 健康診断	1,104 (9.7%)
② 割増賃金の支払	1,774 (15.6%)	⑧ 就業規則	1,070 (9.4%)
③ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取	1,695 (14.9%)	⑨ 賃金の支払	1,046 (9.2%)
④ 労働時間	1,412 (12.4%)	⑩ 労働条件の明示	931 (8.2%)
⑤ 衛生基準	1,359 (12.0%)	⑪ 賃金台帳	523 (4.6%)
⑥ 年次有給休暇	1,260 (11.1%)	⑫ 労働時間の状況把握	511 (4.5%)

<主な業種に対する監督指導の状況>

①安全基準、②割増賃金の支払、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取、④労働時間、⑤衛生基準、⑥年次有給休暇、⑨賃金の支払

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項（上の「主な違反事項」を参照）		
建設	2,147	1,716 (79.9%)	② 500 (23.3%)	① 444 (20.7%)	③ 407 (19.0%)
食料品製造	1,662	1,223 (73.6%)	① 630 (37.9%)	④ 250 (15.0%)	② 210 (12.6%)
機械・金属製造	3,286	2,266 (69.0%)	① 904 (27.5%)	⑤ 842 (25.6%)	③ 434 (13.2%)
農・畜産	465	353 (75.9%)	⑨ 105 (22.6%)	① 93 (20.0%)	⑥ 84 (18.1%)
繊維・衣服製造	474	322 (67.9%)	② 83 (17.5%)	⑥ 81 (17.1%)	① 63 (13.3%)
全業種	11,355	8,310 (73.2%)	① 2,837 (25.0%)	② 1,774 (15.6%)	③ 1,695 (14.9%)

<監督指導事例：外国人技能実習機構からの通報を契機に、最低賃金未満の労働契約等について指導>

● 労基署の指導等

- 建設業の事業場において労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため立入調査を実施したところ、①技能実習生5名の賃金額が最低賃金額未満となっていた、②1週間につき40時間を超えた時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったため、是正勧告した。
- また、10日以上年次有給休暇が付与された技能実習生について、1年以内に5日分の時季指定が行われていなかったため、是正勧告した

● 会社の対応

- 最低賃金額以上の労働契約に見直すとともに、過去の最低賃金と割増賃金の不足額合計約8万円を支払った。
- 年次有給休暇の新規付与時に、代表者が技能実習生と面談し、時季指定について話し合いを行って取得予定日を取り決めるとともに、以降も定期的に面談を行い、年次有給休暇の取得状況を確認するなど、確実な取得に向けて取り組むこととした。

<送検の状況>

令和6年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、16件であった。

<送検事例：36協定なく、違法な時間外労働を行わせたなどの疑いで送検>

● 捜査経過

- 縫製会社に対して労働基準監督署が立入調査を実施したところ、技能実習生（8名）を含む全ての労働者に対し、①時間外・休日労働協定（36協定）を締結し労働基準監督署へ届け出ることなく、時間外労働及び休日労働を行わせていたこと、②当該時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を適正に支払っていなかったことが発覚した。
- また、立入調査の際、虚偽の内容が記載されたタイムカードや賃金台帳を提出し、違法な時間外・休日労働を隠蔽しようとしたため、捜査し、送検した。

● 被疑事実

法人及び代表者について

- 36協定を労働基準監督署へ届け出ることなく、技能実習生を含む労働者に対して時間外労働及び休日労働を行わせたこと。
- 時間外労働及び休日労働をさせた時間に対し、割増賃金を支払わなかったこと。